

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>II. 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>(中略)</p> <p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 改正法附則第4条の2において読み替えて準用する法第300条第1項第9号関係</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 命令第96条第1項第6号関係 命令第96条第1項第6号に定める「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下、「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下、「<u>実務指針</u>」という。)I、II、III及び別添1の規定に基づく措置とする。</p> <p>⑤ 命令第96条第1項第7号関係 命令第96条第1項第7号に定める「その他の特別の非公開情報」とは、<u>労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目</u></p>	<p>II. 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>(中略)</p> <p>II-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 改正法附則第4条の2において読み替えて準用する法第300条第1項第9号関係</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 命令第96条第1項第6号関係 命令第96条第1項第6号に定める「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下、「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。)第8条、第9条及び第10条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下、「<u>実務指針</u>」という。)I、II、III及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p>⑤ 命令第96条第1項第7号関係 命令第96条第1項第7号に定める「その他の特別の非公開情報」とは、<u>次に掲げるアからキまでの情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、<u>金融分</u></u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>的」とは、<u>保護法ガイドライン第6条第1項各号</u>に列挙する場合をいう。</p>	<p><u>野ガイドライン第5条第1項各号</u>に列挙する場合をいう。</p>
(新設)	ア. <u>労働組合への加盟に関する情報</u>
(新設)	イ. <u>民族に関する情報</u>
(新設)	ウ. <u>性生活に関する情報</u>
(新設)	エ. <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</u>
(新設)	オ. <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</u>
(新設)	カ. <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u>
(新設)	キ. <u>社会的身分に関する情報</u>
(7)～(9) (略)	(7)～(9) (略)
(中略)	(中略)
II-3-5 利用者の保護等	II-3-5 利用者の保護等
(中略)	(中略)
II-3-5-2 保険金等支払管理態勢	II-3-5-2 保険金等支払管理態勢
(中略)	(中略)
II-3-5-2-2 主な着眼点	II-3-5-2-2 主な着眼点
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>(5) 支払管理部門における態勢整備</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 保険金等の請求及び支払いにあたっては、機微(センシティブ)情報を取り扱うことを踏まえ、利用者に関する情報の管理について、具体的な取扱基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、個人である利用者に関する情報の管理について、命令、個人情報保護に関する法律、<u>ガイドライン及び保護法ガイドラインの安全管理措置等について実務指針</u>の規定に基づく適切な取扱いが確保されているか。</p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-3-6 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-6-1 意義</p> <p>利用者に関する情報は、保険取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>特に、個人である利用者に関する情報については、命令、個人情報保護に関する法律、<u>保護法ガイドライン</u>及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p>	<p>(5) 支払管理部門における態勢整備</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 保険金等の請求及び支払いにあたっては、機微(センシティブ)情報を取り扱うことを踏まえ、利用者に関する情報の管理について、具体的な取扱基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、個人である利用者に関する情報の管理について、命令、個人情報保護に関する法律、<u>個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)、<u>金融分野ガイドライン及び実務指針</u>の規定に基づく適切な取扱いが確保されているか。</p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-3-6 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-6-1 意義</p> <p>利用者に関する情報は、保険取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>特に、個人である利用者に関する情報については、命令、個人情報保護に関する法律、<u>保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン</u>及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入等二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>更に、認可特定保険業者は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、認可特定保険業者は、利用者に関する情報及び法人関係情報(以下、「利用者等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>Ⅱ-3-6-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>① 個人である利用者に関する情報については、命令第27条に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>ア. <u>保護法ガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置</u></p> <p>イ. <u>実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置</u></p> <p>② 個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報</p>	<p>る。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入等二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>更に、認可特定保険業者は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、認可特定保険業者は、利用者に関する情報及び法人関係情報(以下、「利用者等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>Ⅱ-3-6-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>① 個人である利用者に関する情報については、命令第27条に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>ア. <u>金融分野ガイドライン第8条、第9条及び第10条の規定に基づく措置</u></p> <p>イ. <u>実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置</u></p> <p>② 個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>を、命令第 29 条に基づき、<u>保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注)「その他特別の非公開情報」とは、以下の情報をいう。</p> <p>ア. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>イ. 民族に関する情報</p> <p>ウ. 性生活に関する情報</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>を、命令第 29 条に基づき、<u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注)「その他特別の非公開情報」とは、以下の情報をいう。</p> <p>ア. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>イ. 民族に関する情報</p> <p>ウ. 性生活に関する情報</p> <p><u>エ. 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報</u></p> <p><u>オ. 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報</u></p> <p>カ. <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p>キ. <u>社会的身分に関する情報</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(以下略)</p>